

daily コラム

2020年3月27日(金)

〒140-0014 品川区大井1-7-6THビル4階

MMIグループ TEL 03-3778-2311 FAX 03-3778-2317

Email dailycolumn@m-m-i-g.com

遺品に刀剣があったとき

父親が亡くなり、遺品の中に生前、大切にしていた刀剣が残されていた時、相続税の申告に向け、財産評価が気になります。

相続評価はどうなる

相続税法の財産評価は、時価主義を基本原則としており、書画骨とう等については、「売買実例価額」、「精通者意見価格」等を参照して評価額を求めると規定しています。高価な美術品の場合は、美術年鑑などを参考にしてある程度は想像がつくかもしれませんが、古美術商など専門家に鑑定評価を依頼すれば、意見価格を知ることでもできるでしょう。しかし、生前、銘品であることがはっきりしている場合を除き、ほとんどの場合、美術品としての価値があるのか調べる必要に悩むのではないのでしょうか。

刀剣は銃刀法の規制を受ける

遺品に刀がある場合、財産評価の前に対処すべきことがあります。刀剣類について登録のないものは所持できないことが、銃砲刀剣類所持等取締法（銃刀法）に規定されています。刀を合法的に所持するためには、美術品として都道府県教育委員会の登録を受ける必要があり、登録のないまま家の外に持ち出すことはできません。

遺品の中から刀剣類が出てきたら、まず

は、登録証の所在を確認し、登録証が見つければ相続人に名義変更し、登録の有無がはっきりしないときは、最寄りの警察署に届け出て、都道府県教育委員会で美術品として新たに登録するか、警察に廃棄のため、引き渡すかを判断しなければなりません。

鑑定を刀剣商に相談する

Sさんは、亡き父が遺した刀剣3本（登録証あり）を警察に届け出て、錆のあった2本は廃棄のため引き渡し、装丁の綺麗な脇差1本を手許に残しました。登録証はSさんに名義変更したうえで、鑑定のため、自宅近くの刀剣専門店を訪ねました。

Sさんの先祖は茨城県の出身。水戸藩の藩士で、脇差は江戸時代後期の作品でした。保存状態が良くなく、美術品としての評価はほとんどありませんでしたが、店主はSさんのご先祖が代々、刀を大切にしてきたことを褒め、刀剣は家族の健康・職業・財産を守るため、これからも家宝としてつなぐべきことを教えてくれました。帰り道、Sさんは、自分もこの脇差を子供たちに伝えていこうと決意しました。



先祖の刀剣への想いは無形の価値。

補足と解説（お客様へは1ページ目だけを送付してください）

財産評価基本通達135（書画骨とう品の評価）

書画骨とう品の評価は、～次に掲げるところによる。

- (1)（販売業者が有するもの）省略
- (2) (1)～以外の書画骨とう品の価額は、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価する。

銃砲刀剣類所持等取締法（銃刀法） 一部省略

第3条（所持の禁止）

何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、銃砲又は刀剣類を所持してはならない。

六 第14条の規定による登録を受けたものを所持する場合

第14条（登録）

都道府県の教育委員会は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。

2 銃砲又は刀剣類の所有者で前項の登録を受けようとするものは、文部科学省令で定める手続により、その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。

第15条（登録証）

都道府県の教育委員会は、前条第一項の登録をする場合においては、登録証を交付しなければならない。

第17条（登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲受け、相続、貸付け又は保管の委託の届出等）

登録を受けた銃砲又は刀剣類を～相続により取得した者は、文部科学省令で定める手続により、二十日以内にその旨を当該登録の事務を行った都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

ポイント： 財産評価を考える前に、まず法令順守（コンプライアンス）を確認すること！

1. 登録されていない刀剣類は、所持することができない。
2. 登録には、都道府県教育委員会（登録審査会）の審査を受ける必要がある。
3. 登録証は美術品として価値のある刀剣に交付される。
→ 上記の後、刀剣商から精通者意見価格の提示を受ける。加えて公的機関の鑑定審査を受けることもできる。

登録手続き (1) 遺品整理で刀剣類を発見したとき

最寄りの警察署に発見した旨を届出し、「発見届出済証」の交付を受ける。

(2) 刀剣類に美術品としての価値がある場合

都道府県教育委員会（登録審査会）に登録申請を行い、審査を受ける。登録できる場合は、「銃砲刀剣類登録証」の交付を受ける。登録審査の申請には、警察署の「刀剣類発見届出済証」等、公的機関の証明書を添付する。

(3) 登録されない刀剣類であると判明した場合

登録されない刀剣類は、都道府県教育委員会より「登録不可通知書」の交付を受け、警察署で廃棄してもらう。

(4) 既に登録された刀剣類を相続した場合

入手した日から20日以内に、登録を受けた都道府県教育委員会に「所有者変更届書」を提出する。

（登録案内のサイト）

東京都教育委員会 「銃砲刀剣類を発見したとき」

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/lifelong/cultural_property/firearms_and_swords/registration_02_01.html

（鑑定評価のサイト）

公益財団 日本美術刀剣保存協会

<https://www.touken.or.jp/>

全国刀剣商業協同組合

<https://www.zentosho.com/>